

令和8年4月15日

公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 御中

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

### 住宅扶助の代理納付における運用の見直しについて

平素は、本市の生活保護行政の推進につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、住宅扶助費を家賃等の支払いに的確に充てることで、被保護者の居住の安定を図るため、代理納付制度を運用しています。

この度、厚生労働省の通知改正を受け、本市においても令和8年5月1日から適用要件や手続きを見直すこととしました。

つきましては、貴協会におかれましても、下記の変更点についてご確認のうえ、関係各位への周知に特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 適用要件の変更

現在、代理納付の適用は「被保護者の同意がある場合」や「家賃の滞納が発生した場合」に限定しておりますが、この要件を撤廃し、今後は滞納を未然に防止することを主眼として、代理納付を適用する運用へと変更します。

なお、口座振替等により住宅扶助の目的が達せられる場合や家主等が希望しない場合は、代理納付を適用しないものとします。

また、代理納付の適用については、福祉事務所が保護費の支給状況や被保護者の個別事情を総合的に勘案したうえで決定いたします。そのため、家主等から要望があった場合でも、必ずしも適用されるわけではない点について、あらかじめご了承ください。

#### 2 手続の変更（被保護者の同意不要化及び書類の直接授受）

現在、代理納付の適用に当たり、被保護者の同意を得たうえで、被保護者を通じて書類を授受していますが、今後は被保護者の同意を不要とします。また、書類（承諾書等）についても、原則として福祉事務所と家主等との間で直接取り交わす運用に変更いたします。

#### 3 権利関係確認の厳格化（「不動産登記事項証明書」の必須化と転貸人の除外）

物件の権利関係を正確に把握し、所有者である家主へ確実に住宅扶助費を支払うため、新たに「不動産登記事項証明書」の提出を求めます。

また、住宅費（家賃・間代・地代等）の支払先を家主又は家主から委託を受けて契約管理を行う者に限定するため、転貸人については、代理納付の対象外とします。

#### 4 住宅扶助費が満額支給されない場合の対象除外

現在、被保護者から住宅扶助費の差額支給について申出があった場合のみ、差額分の代理納付を適用していますが、今後は家賃額が住宅費基準額（上限額）を超過している場合など、住宅扶助費が満額支給されない場合は、代理納付制度の趣旨に鑑み、原則として代理納付の対象外とします。

#### 5 「承諾書」の内容変更

運用の見直しに伴い、家主及び契約管理受託者に提出していただく「承諾書」の様式を改定します。主な改定内容は、個人情報の取扱いの明文化及び過誤払い発生時の返還規定の明確化等です。

#### 6 留意事項

近年、単身高齢世帯の増加に伴い、入居者死亡時の契約解除や残置物処理が課題となっています。しかし、代理納付制度は、あくまで被保護者（賃借人）に代わって福祉事務所長が家主等に直接支払う制度であり、賃貸借契約そのものに関与するものではありません。そのため、同制度の適用有無にかかわらず、賃貸借契約上の争い（明渡し、残置物等）について福祉事務所は権限を有さないため、相続人等との当事者間での解決を図っていただきますよう、改めてご理解をお願い申し上げます。